

(1) オンライン面会支援事業補助金に関する Q&A

(令和4年7月12日現在)

No.	質問	回答
1	オンライン面会補助金は、市町村等が実施する ICT 機器の補助金との併用は可能か。	本補助金では、他の団体が実施する補助金の交付を受けていない機器等について、補助対象経費として取り扱います。 例1：A法人が1台（10万円）のタブレットに対して、既にB市から6万円の補助金を交付されている場合には、県は同一のタブレットに対してオンライン面会補助金を交付しません。 例2：A法人が1台（10万円）のタブレットに対して、B市から6万円の補助金を交付されていても、別途配線工事費（12万円）に対して、県から12万円のオンライン面会補助金の交付を受けることは可能です。
2	通信費は補助対象経費か。また、キャリアの2年契約のような場合、補助対象経費の取扱いはどうなるか。	通信費は本補助金の対象外です。本体代金を分割払いした場合には、令和4年度支出分のみが補助対象となります。
3	既に購入した機器等は対象外か。	令和4年4月1日以降に購入したものは補助対象です。
4	老人保健施設とグループホームを併設している場合、補助上限額は計100万円となるか。	補助上限額は、老人保健施設、グループホームそれぞれの施設で50万円、計100万円です。ただ、老人保健施設で60万円、グループホームで40万円、合計100万円という交付申請はできません。（この場合の交付申請可能額は90万円となります）
5	見積書等がない場合、交付申請書に添付すべき資料は何か。	カタログの写し、通販サイトを印刷したもの等、品名と価格が分かる資料を添付して下さい。既に購入済の場合には、領収証を添付しても構いません。
6	上限50万円（1階毎に20万円を上限）とは	1施設（サービス）について、1階建て20万円、2階建て40万円、3階建て以上50万円が上限です。 階は、事務所、ステーション、居室（ベット）のいずれかのある階をカウントしてください。
7	介護老人福祉施設のうち、従来型、ユニット型が別々に指定されている施設は2施設として扱われるか。	1施設として取り扱います。
8	介護老人福祉施設には、地域密着型も含まれるか。	地域密着型も含まれます。
9	複数の建物を有する有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅について、補助上限額算定上、別施設として扱われるか。	有料老人ホームについては、実際の建物の棟数ではなく、届出件数を施設数として取り扱います。サービス付き高齢者向け住宅については、登録件数を施設数として取扱います。
10	病院と介護医療院を併設している場合、補助上限額算定上、別施設扱いとなるか。	病院と介護医療院それぞれ別施設扱いとなります。補助上限額は、病院で50万円、介護医療院で50万円になります。

11	グループホームで複数棟ある場合、1棟1施設として扱われるか	高齢者施設、障がい者施設ともに、棟数ではなく1事業所を1施設として扱います。
12	タブレットスタンドも対象経費に該当するか。	該当します。
13	障がい者施設のうち、宿泊型自立訓練施設は対象外か。	通所系サービスととらえ対象外としています。
14	ノートパソコンは対象経費に該当するか。	オンライン面会に使用するのであれば該当します。
15	交付決定を待たずに備品を購入してよいか。	購入に際し、補助対象経費となるかどうかの判断が必要でなければ購入しても問題はありません。
16	毎月費用を支払うオンライン面会に必要なソフトの経費は、1年分が対象となるのか、それとも3月末までが対象か。	毎月費用を支払うものであれば、3月末までの経費が対象となります。
17	オンライン面会に必要なソフトについて、1年間の使用権（ライセンス）を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象経費として扱ってよいか。（使用可能期間が翌年度以降もあるが、全額補助対象経費としてよいか。）	使用権（ライセンス）購入型のソフトは、使用期限はあるものの、購入時に一括して費用を支払うものであり、性質としてはパッケージ型ソフトの購入と同質であると考えられることから、全額を対象経費として扱います。
18	年度途中にタブレットもしくはノートパソコンのリースを行う場合、対象となるのはリース開始時から1年間か、それとも3月末までか。	リース（使用料及び賃借料）の場合は、3月末までの経費が対象となります。
19	リースの場合、実績報告時期は購入後か、当年度内のリース期間終了後（3月末）か。	3月末とします。
20	ネットバンキングによる振り込みで支払った場合、振込について記録されている明細や履歴を印刷したものでよいか。	可能です。明細等に振込金額のみしか記載されていない場合は、納品書と、それに記載されている金額が一致する明細等をご提出ください。
21	申請時に添付していた見積書の商品の在庫がなくなり、交付決定時と異なる商品を購入せざるを得なくなったが、変更申請は必要か。	<p>導入機器の機種の変更等であれば、変更申請は不要です。 （変更申請不要な例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・39,000円のタブレット⇒35,000円のタブレット+4,000円のタブレットスタンド兼カバー</li> <li>・値引き等による減額</li> </ul> <p>（変更申請が必要な例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレットの購入⇒パーテーションの購入</li> <li>・タブレットの購入⇒オンライン環境整備工事</li> </ul>

